

## 理事会運営内規の改正について

### 九州中国学会理事会運営内規（抄）

（二〇〇二年五月一日 制定）

#### 5. 理事の選出方法

- (1) 理事選挙で当選する者は一〇名であるが、得票同数の場合は一〇名を超える場合でも当選とする。
- (2) 現会長は当選者に受諾意思の確認を行う。辞退者がある場合は一〇名を満たすまで次点者を繰り上げる。

（拠『九州中国学会五十年史』「第三部 資料」）

### 九州中国学会理事会運営内規（改正）

（二〇一五年五月一六日 改正）

#### 5. 理事の選出方法

- (1) 理事選挙で当選する者は九名であるが、得票同数の場合は九名を超える場合でも当選とする。
- (2) 現会長は当選者に当選通知を行う。この際、連続二期以上の理事のみ辞退を申し出ることができる。辞退者がある場合は九名を満たすまで次点者を繰り上げる。

（付則）

- 一 本内規は前内規を改正したもので、二〇一五年五月一六日より施行する。

### 九州中国学会理事会運営内規（改正）

（二〇一八年五月一三日 改正）

#### 5. 理事の選出方法

- (1) 理事選挙で当選する者は九名であるが、得票同数の場合は九名を超える場合でも当選とする。
- (2) 現会長は当選者に当選通知を行う。

（付則）

- 一 本内規は前内規を改正したもので、二〇一八年五月一三日より施行する。